

課 長	技術総括	課長補佐	課 員	担 当

特 記 仕 様 書 （解体工事）

I 工 事 概 要

1. 工 事 名 かすみがうら市消防庁舎等整備事業基本・実施設計業務委託
2. 工事場所 茨城県かすみがうら市上土田 461, 458, 458-2, 450, 452-1, 452-2
3. 敷地面積 10,583.56 m²
4. 建設工事その他概要（建物名称、構造、階数、建築面積、延べ面積、各階床面積、等）
 - (1) 工事範囲 ※図示
 - (2) 建物概要
(全体)

建物名称	千代田庁舎	防災センター	
構 造	RC 造 一部 S 造	SRC 造 一部 S 造	造 一部 造
階 数	地上 3 階 地下 1 階	地上 2 階 地下 1 階	地上 階 地下 階
建築面積	2,139.05 m ²	604.98 m ²	m ²
延べ面積	3,507.01 m ²	1,504.05 m ²	m ²

5. 別途工事

- ・
- ・
- ・

(H14. 05. 30 作成)	(H27. 05. 15 改定)	(R03. 04. 30 改定)
(H15. 06. 01 改定)	(H28. 04. 25 改定)	(R04. 05. 15 改定)
(H17. 10. 01 改定)	(H29. 04. 25 改定)	(R05. 05. 15 改定)
(H19. 07. 01 改定)	(H30. 04. 25 改定)	(R06. 05. 15 改定)
(H25. 05. 15 改定)	(H31. 04. 25 改定)	(R07. 05. 15 改定)
(H26. 05. 15 改定)	(R02. 04. 30 改定)	

Ⅱ 解体工事仕様

1. 共通事項

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下部仕様書等のうち、☐を付けたものを適用する。

☐ 建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）（以下、「解体共通仕様書」という。）

☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）（以下、「標準仕様書」という。）

☐ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）

・ 公共建築木造工事標準仕様書（令和４年版）（以下、「木造標準仕様書」という。）

2. 特記事項

(1) 項目は、番号に☐印の付いたものを適用する。

特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。

◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

◎印と☒印の付いた場合は、共に適用する。

(2) 特記事項に記載の＜ ＞内表示番号は、解体共通仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

(4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項															
1 共通事項	1 リサイクルの優先順位	(1)発生抑制の徹底 (2)現場分別の徹底 (3)再使用の徹底 (4)再資源化・再生資材利用の徹底 (5)適正処理の徹底 (再資源化に係る作成書類は、付記事項の6を参照)															
	2 石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（ ） ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 <table><tr><th>材料名</th><th>定性分析方法</th><th>定量分析方法</th></tr><tr><td></td><td>(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)</td><td>(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)</td></tr><tr><td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr><tr><td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr><tr><td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr></table> サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・図示による ※監督員との協議による	材料名	定性分析方法	定量分析方法		(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)
	材料名	定性分析方法	定量分析方法														
		(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)														
		・ (箇所)	・ (箇所)														
	・ (箇所)	・ (箇所)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															
3 施工数量調査	<1.5.2> ・行う 調査範囲 ※図示による 調査方法 ※図示による ・行わない																
4 技能士	<1.6.2> <table><tr><th>工事項目</th><th>技能検定職種</th><th>技能検定作業</th></tr><tr><td>仮設工事</td><td>とび</td><td>※とび作業</td></tr></table>	工事項目	技能検定職種	技能検定作業	仮設工事	とび	※とび作業										
工事項目	技能検定職種	技能検定作業															
仮設工事	とび	※とび作業															
5 契約直後・施工中の提出書類	契約書、解体共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、契約時又は施工中に以下の書類を監督員に提出する。 契約直後に提出する書類 ※コリンズへの登録が確認できる書類（付記事項2参照） ※火災保険等（法定外の労災保険を含む）に加入したことを証明できる書類 ※建設業退職金共済制度の掛金収納書提出用台紙（様式第033号） ※その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数 施工中に提出する書類 ※施工体制台帳の写し ※施工体系図の写し ※コリンズへの変更・訂正登録が確認できる書類（付記事項2参照） ※産業廃棄物処理関係書類（産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し、産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し等） ※産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ・建設副産物実態調査に関する出力調査票 ※その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数																

章	項 目	特 記 事 項																																			
	6 完成時の提出書類	(1.7.1～1.7.3) (表 1.7.1) 契約書、解体共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、完成時に以下の書類を監督員に提出する。 ※完成図 ※作成する 提出書類及び部数 <table><tr><td>・ 原図 (・ A1</td><td>・ A2</td><td>・ A3)</td><td>部数</td><td>1 部</td></tr><tr><td>※製本 (・ A1</td><td>・ A2</td><td>※A3)</td><td>部数</td><td>1 部</td></tr><tr><td colspan="3">※CAD データ (JWW 形式)</td><td>部数</td><td>CD-R (1 枚)</td></tr></table> ・ 作成しない ※写真 <table><tr><th>適用</th><th>内容</th><th>枚数</th><th>提出方式</th><th>部数</th></tr><tr><td>※</td><td>工事写真</td><td>適宜</td><td>電子データ (JPEG 形式)</td><td>CD-R (1 枚)</td></tr><tr><td>※</td><td>完成写真 (支払用 : 内外観)</td><td>各 2 枚以上</td><td>A4 版</td><td>1 部</td></tr><tr><td>・</td><td>完成写真</td><td>適宜</td><td>・ カラー印画紙及びネパールム綴じ ・ 電子データ</td><td>・ 1 部 ・ CD-R</td></tr></table> カラー印画紙及びネパールム綴じは黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300 程度とする 完成写真 (カラー印画紙及びネパールム綴じ) の撮影業者 ※建築完成写真の撮影実績のある者で、監督員が承諾する撮影業者 ※保全に関する資料 部数 ※ 1 部 ※コリンズへの完成登録が確認できる書類 (付記事項の 2 を参照) ※建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表 (様式第 031 号) ※その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数	・ 原図 (・ A1	・ A2	・ A3)	部数	1 部	※製本 (・ A1	・ A2	※A3)	部数	1 部	※CAD データ (JWW 形式)			部数	CD-R (1 枚)	適用	内容	枚数	提出方式	部数	※	工事写真	適宜	電子データ (JPEG 形式)	CD-R (1 枚)	※	完成写真 (支払用 : 内外観)	各 2 枚以上	A4 版	1 部	・	完成写真	適宜	・ カラー印画紙及びネパールム綴じ ・ 電子データ	・ 1 部 ・ CD-R
・ 原図 (・ A1	・ A2	・ A3)	部数	1 部																																	
※製本 (・ A1	・ A2	※A3)	部数	1 部																																	
※CAD データ (JWW 形式)			部数	CD-R (1 枚)																																	
適用	内容	枚数	提出方式	部数																																	
※	工事写真	適宜	電子データ (JPEG 形式)	CD-R (1 枚)																																	
※	完成写真 (支払用 : 内外観)	各 2 枚以上	A4 版	1 部																																	
・	完成写真	適宜	・ カラー印画紙及びネパールム綴じ ・ 電子データ	・ 1 部 ・ CD-R																																	
	7 埋蔵文化財	・ 文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内 ・ 掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、教育庁文化課担当と協議を行うこと。 ・ 掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。																																			

章	項 目	特 記 事 項
2 仮設工事	1 足場等	足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成 21 年 4 月 24 日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙 1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における 2 の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。
	2 騒音・粉じん等の対策	＜2.2.1＞ ※防音パネル （足場等の設置範囲及び高さ ※図示による ・ ） ・ 防音シート ・
	3 監督員事務所	＜2.3.1＞ ・ 設ける 規模： m程度 仕上げる程度： 程度 備え付ける備品： ・ 机 脚 ・ 椅子 脚 ・ ロッカー 台 ・ 書棚 台 ・ ホワイトボード ・ 製図板 ・ 掛時計 ・ 寒暖計 ・ ゴム長靴 ・ 雨合羽 ・ 保護帽 ・ 懐中電灯 ・ 安全帯 ・ 受注者加入電話の子機 ・ 暖冷房機 ・ 消火器 ・ 湯沸器 ・ 掃除具 ・ その他（ ） ※設けない
	4 工事用水	構内既存の施設 ・ なし ※あり （・利用できる（有償） ・利用できない）
	5 工事電力	構内既存の施設 ・ なし ※あり （・利用できる（有償） ・利用できない）
	6 工事看板	＜2.3.1＞ ※設置する 設置の場所（・ ） 記載事項（※工事番号 ※工事名称 ※発注者 ※設計者 ※監理者 ※工期 ※施工者） 大きさ（※H900mm×W1800mm 程度 ・ ） ・ 設置しない
	7 散水設備	場内から土ほこり等が発生しないように散水等を行う。 排水先等も事前に検討し、周辺へ悪影響のないようにする。

章	項 目	特 記 事 項											
3 解体施工	1 浄化槽、排水槽等	<3. 2. 1> 汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 ・ 行う ・ 行わない											
	2 杭の処理	<3. 9. 2> 杭の処理 ・ 行う ・ 行わない 杭の解体工法 ・ 引抜き工法 引抜いた杭の処理（※図示による ・ ） ・ 破砕による解体											
	3 樹木等	<3. 11. 1> 樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う（※図示による ・ ）											
	4 地下埋設物及び埋設配管	<3. 12. 1> 地下埋設物及び埋設配管の解体 ・ 行う（※図示による ・ ）											
	5 設備機器等	<3. 2. 1> 解体事前処理（油類タンク） ・ 機械設備図による ・ 下記による ・ 解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壤に流失させないように注意する。 ・ 燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） 冷媒を屋外機にポンプダウンした後撤去を行う機器 ・ 機械設備図による ・ 冷媒を回収した後撤去を行う機器 ・ 機械設備図による ・											
	6 照明設備等	<3. 10. 1> 電柱の撤去 ・ 行う（※図示による ・ ） ・ 行わない 外灯の撤去 ・ 行う（※図示による ・ ） ・ 行わない											
	7 建設発生土の処理	※構外搬出適切処理 ・ 構内指示の場所に堆積 ・ 構内指示の場所に敷き均し 構外搬出の場合は、原則として 50km 範囲内の他の建設工事へ搬出するものとする。 なお、他の工事との受け入れ時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場（ストックヤードを含む）に搬出することを妨げない。 ※建設発生土の再利用 <table><tr><th>処理方法</th><th>搬出先</th></tr><tr><td>・ 現場内利用</td><td>仮置き場所住所 （ ） 借地 ・ 有り ・ 無し</td></tr><tr><td>・ 工事間流用</td><td>相手工事番号及び名称 （ ） 住所 （ ）</td></tr><tr><td>・ 捨土（公共用地）</td><td>管理者名 （ ） 住所 （ ）</td></tr><tr><td>・ スtockヤード</td><td>ストックヤードの名称 （ ） 住所 （ ）</td></tr><tr><td>・ 未確定</td><td>相手工事番号及びの名称 （ ）(予定)</td></tr></table>	処理方法	搬出先	・ 現場内利用	仮置き場所住所 （ ） 借地 ・ 有り ・ 無し	・ 工事間流用	相手工事番号及び名称 （ ） 住所 （ ）	・ 捨土（公共用地）	管理者名 （ ） 住所 （ ）	・ スtockヤード	ストックヤードの名称 （ ） 住所 （ ）	・ 未確定
処理方法	搬出先												
・ 現場内利用	仮置き場所住所 （ ） 借地 ・ 有り ・ 無し												
・ 工事間流用	相手工事番号及び名称 （ ） 住所 （ ）												
・ 捨土（公共用地）	管理者名 （ ） 住所 （ ）												
・ スtockヤード	ストックヤードの名称 （ ） 住所 （ ）												
・ 未確定	相手工事番号及びの名称 （ ）(予定)												

章	項 目	特 記 事 項							
		住所（ ） 土質 ・ ローム ・ シルト ・ 砂質土 ・ レキ質土 ・ 土量 m³（地山換算土量） 片道運搬距離 km 条件（昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等） ・ 現場内利用を行う場合、現場外に仮置き場を設けて時期調整を行い、周辺環境に配慮し必要な措置を講じること。 工事間流用を行う場合、相手工事の受注者と綿密に協議を行うこと。 工事間流用、捨土の場合、搬出手続き等は監督員の指示による。 ストックヤードに搬出する場合は、付記事項の3を参照。							
8	建設汚泥	※工事現場から 50km 範囲内に再資源化施設があるときは、原則として再資源化施設に搬出するものとする。 なお、工事現場から 50km 以内に再資源化施設がない場合においては、焼却施設、脱水施設や乾燥施設に搬出し減量化を行うものとする。 <table><tr><th>処理方法</th><th>搬出先</th></tr><tr><td>・ 再資源化施設</td><td>施設名称（ ） 施設住所（ ）</td></tr><tr><td>・ 他工事に搬出 （個別指定制度）</td><td>利用方法（ ） 相手工事番号及び名称 番号、名称（ ） 住所（ ） 相手工事受注者 名称（ ） 住所（ ） TEL（ ） 処理施設の設置箇所（ ） 処理施設の処理能力等（ ）</td></tr></table> 搬出量 m³（地山換算数量） 片道運搬距離 km 搬出条件（昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法令・条例、改良の度合等） ・ 上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。 他工事に搬出する場合、処理施設の設置、個別指定制度の指定を受ける手続きが必要となるため、事前に監督員と十分に協議し、環境部局等に関係法令の手続きを行うこと。		処理方法	搬出先	・ 再資源化施設	施設名称（ ） 施設住所（ ）	・ 他工事に搬出 （個別指定制度）	利用方法（ ） 相手工事番号及び名称 番号、名称（ ） 住所（ ） 相手工事受注者 名称（ ） 住所（ ） TEL（ ） 処理施設の設置箇所（ ） 処理施設の処理能力等（ ）
処理方法	搬出先								
・ 再資源化施設	施設名称（ ） 施設住所（ ）								
・ 他工事に搬出 （個別指定制度）	利用方法（ ） 相手工事番号及び名称 番号、名称（ ） 住所（ ） 相手工事受注者 名称（ ） 住所（ ） TEL（ ） 処理施設の設置箇所（ ） 処理施設の処理能力等（ ）								
9	解体後の整地	<3.13.1> 解体後の埋戻し及び盛土 ・ 行う 整地高さ ・ 現状 GL ・ 図示による 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類 ・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層 30cm 程度毎に締め固めること。 ・ 行わない 表層の砂利敷き (22.9.2) ※行わない ・ 行う（・ 砂利敷き B 種 ・）							

章	項 目	特 記 事 項
4 建設廃棄物の処理	1 一般事項	※コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出する。 なお「建設リサイクル法」の対象建設工事である場合は、距離に関係なく再資源化施設に搬出する。 ※建設発生木材 建設発生木材を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出する。 なお「建設リサイクル法」の対象建設工事である場合、工事現場から 50km 範囲内に再資源化施設がある場合は、再資源化施設に搬出するものとし、施設処理能力等により搬入困難な場合や範囲内に再資源化施設がない場合は、焼却施設などへ搬出し減量化を行う。 ※金属くず 鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線、分電盤、端子盤、電線管類等にあつては、原則として有価物として搬出する。 有価物として搬出できないものについては、産業廃棄物として再資源化施設に搬出する。 ※伐採、伐根材 伐採、伐根材を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出する。 なお、再資源化施設がない場合や処理能力が不足しているなど特別な事情がある場合は焼却施設に搬出する。 ※刈り草、剪定枝 刈り草、剪定枝に関しては、原則として現場内での再生利用、その他の有効利用又は再資源化施設に搬出する。 なお、再資源化施設が現場より 40km 範囲以内でない場合や処理能力が不足しているなど特別な事情がある場合は、焼却施設に搬出する。

章	項 目	特 記 事 項			
	2 再資源化等 (再資源化及び縮減)	<4.4.1>			
		建設廃棄物の種類	再資源化等をする施設	数量	備考
		・コンクリート	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・コンクリート及び鉄から成る建設資材	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・木材	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	※再資源化
		・アスファルトコンクリート	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・金属類	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	※有価物として搬出できないものに限る
		・建設汚泥	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・小型二次電池	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・蛍光灯及びHIDランプ	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・硬質塩化ビニル管及び継手	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・ガラス	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・木材 (縮減)	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	※縮減
		・			
		・			
※鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線、分電盤、端子盤、電線管類等 ※有価物として搬出できる物にあっては、有価物として搬出する。 ・ 上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。					
3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	<4.4.1>				
	廃棄物の種類	数量	備考		
4 産業廃棄物広域認定制度の活用	<4.4.2>				
	廃棄物の種類	数量	備考		

章	項 目	特 記 事 項																											
	5 最終処分する建設廃棄物	<4.4.3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th><th>最終処分場</th><th>数量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> 名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km </td><td>・</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td> 名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km </td><td>・</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td> 名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km </td><td>・</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td> 名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km </td><td>・</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td> 名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km </td><td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table> 上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。				廃棄物の種類	最終処分場	数量	備考		名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
廃棄物の種類	最終処分場	数量	備考																										
	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・																											
	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・																											
	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・																											
	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・																											
	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・																											
	6 処理に注意を要する建設廃棄物	<4.5.1> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th><th>処分場、処分施設</th><th>数量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・石綿含有せっこうボード</td><td> 名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km </td><td>・</td><td></td></tr> <tr> <td>・ひ素・カドミウム含有せっこうボード</td><td> 名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km </td><td>・</td><td></td></tr> <tr> <td>・上記以外のせっこうボード</td><td> 名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km </td><td>・</td><td></td></tr> <tr> <td>・CCA 処理木材</td><td> 名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km </td><td>・</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td> 名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km </td><td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table> 上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。				廃棄物の種類	処分場、処分施設	数量	備考	・石綿含有せっこうボード	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・		・ひ素・カドミウム含有せっこうボード	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・		・上記以外のせっこうボード	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・		・CCA 処理木材	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
廃棄物の種類	処分場、処分施設	数量	備考																										
・石綿含有せっこうボード	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・																											
・ひ素・カドミウム含有せっこうボード	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・																											
・上記以外のせっこうボード	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・																											
・CCA 処理木材	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・																											
	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・																											

章	項 目	特 記 事 項																																						
5 特別管理産業廃棄物の処理	1 施工調査	<5.1.2> ※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3) 調査結果は調書にまとめ、監督員に提出する。																																						
	2 分析調査	<5.1.2> <table><tr><th>分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類</th><th>採取する部位・箇所数</th><th>備考</th></tr><tr><td>・PCB 含有シーリング分析調査（第一次判定）</td><td>部位 ・図示による 箇所数： 箇所</td><td></td></tr><tr><td>・PCB 含有シーリング分析調査（第二次判定）</td><td>部位 ・図示による 箇所数： 箇所</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>部位 ・図示による 箇所数： 箇所</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>部位 ・図示による 箇所数： 箇所</td><td></td></tr></table> <5.4.1> ・PCB 含有シーリング分析調査 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数 計 箇所 採取箇所 ※図示による ・ ・第二次判定 専門分析機関にて PCB 含有量の分析を行う。 採取箇所数 計 箇所 <5.4.1> ・PCB を含む機器の微量 PCB の分析調査 ・ ・絶縁油の PCB 含有量の分析調査 ・「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成 4 年 7 月 3 日 厚生省告示第 192 号）」又は「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（環境省）」により行う。 <5.4.1> ・ダイオキシン類のサンプリング調査 ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日 付 基発第 401 号）」により行う。				分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考	・PCB 含有シーリング分析調査（第一次判定）	部位 ・図示による 箇所数： 箇所		・PCB 含有シーリング分析調査（第二次判定）	部位 ・図示による 箇所数： 箇所		・	部位 ・図示による 箇所数： 箇所		・	部位 ・図示による 箇所数： 箇所																					
	分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考																																					
・PCB 含有シーリング分析調査（第一次判定）	部位 ・図示による 箇所数： 箇所																																							
・PCB 含有シーリング分析調査（第二次判定）	部位 ・図示による 箇所数： 箇所																																							
・	部位 ・図示による 箇所数： 箇所																																							
・	部位 ・図示による 箇所数： 箇所																																							
3 特別管理産業廃棄物の処理	<5.4.1> <table><tr><th>特別管理産業破棄物の種類</th><th>仕様</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>・ 廃石綿等</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ PCB を含む機器類</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ PCB 含有シーリング材</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 廃油</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 廃酸/廃アルカリ</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ダイオキシン類</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				特別管理産業破棄物の種類	仕様	数量	備考	・ 廃石綿等				・ PCB を含む機器類				・ PCB 含有シーリング材				・ 廃油				・ 廃酸/廃アルカリ				・ ダイオキシン類											
特別管理産業破棄物の種類	仕様	数量	備考																																					
・ 廃石綿等																																								
・ PCB を含む機器類																																								
・ PCB 含有シーリング材																																								
・ 廃油																																								
・ 廃酸/廃アルカリ																																								
・ ダイオキシン類																																								

章	項 目	特 記 事 項
	4 PCB を含む 機器類	引渡しを要する機器類 ・ ＜5. 4. 1＞
	5 PCB 含有 シーリング材	・ 除去処理工事 除去範囲 ※図示による 除去方法 ・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング 材工業会）」による ＜5. 4. 1＞
	6 ダイオキシン 類	廃棄物の焼却施設の解体 解体方法 ・ 処分方法 ・ ＜5. 4. 1＞

章	項 目	特 記 事 項				
6 石綿含有建材の除去及び処理	1 石綿含有建材の除去工事	<6.1.3>				
		・ 石綿粉じん濃度測定 測定時期、場所及び測定点				
		適用	測定 名称	測定時期	測定場所	測定箇所数 (各施工箇所ごと)
		・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・ 計 点
		・	測定 2		調査対象室外部の付近	・ 計 点
		・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	・ 計 点
		・	測定 4		セキュリティゾーン入口	・ 計 点
		・	測定 5		集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	出口吹出し風速 1m/s 以下の位置 ・ 計 点
		・	測定 6		処理作業室外 ・ 施工区画周辺 ・ 敷地境界	・ 計 点
		・	測定 7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 8	処理作業後 (シート撤去後 1 週 間以降)	処理作業室内	・ 計 点		
・	測定 9		調査作業室外部の付近	・ 計 点		
測定方法						
・ 自動測定器による測定						
測定名称		測定方法				
・ 測定 4 ・ 測定 5		粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定				
・ JIS K 3850-1 に基づいた測定						
測定名称		メンブレンフィルタ 直径 (mm)	試料の吸引 流量 (L/min)	試料の吸引 時間 (min)		
・ 測定 4 ・ 測定 5 ・		25	5	30		
・ 測定 ・		47	10	120		
・ 測定 ・		47	10	240		
・ 測定 ・						

章	項 目	特 記 事 項
	2 石綿含有建材の処理	＜6.3.1～6.3.3＞＜6.4.1～6.4.4＞＜6.5.1～6.5.4＞ ・石綿含有吹付け材の除去 - 除去対象範囲 ・ 図示による ・ - 除去工法 ※解体工事共通仕様書 6.3.2 による ・ - 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固形化 - 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設または無害化処理施設） ・石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去 - 除去対象範囲 ・ 図示による ・ - 除去工法 ・ 手ばらし ・ 破碎して除去 - 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固形化 - 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設または無害化処理施設） ・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外）の除去 - 除去対象範囲 ・ 図示による ・ - 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有せっこうボード ※埋立処分（管理型最終処分場） ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設または無害化処理施設） ・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種）の除去 - 除去対象範囲 ・ 図示による ・ - 隔離養生（負圧不要）方法 ・ ビニールシート等による養生を行う ・ - 足場 ・ 図示による - 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設または無害化処理施設） ・石綿含有建築用仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 - 除去対象範囲 ・ 図示による ・ - 着工前の試験施工 ※行う ・ 行わない - 除去工法 ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度） ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa 以上） ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度） ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa 以上） ・ 超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用） - 除去した石綿含有建築用仕上塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

章	項 目	特 記 事 項
	3 リフラクトリーセラミックファイバーの処理	除去処理対象物 ・ 除去対象範囲 ・図示による ・ 除去方法 ・図示による ・ 処分 ・埋立処分（安定型最終処分場） ・

章	項 目	特 記 事 項		
7 特殊な建設副産物の処理	1 施工調査	<7.1.3>		
		分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所等	備考
			部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所	
			部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所	
			部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所	
	2 回収及び処分	<7.3.1>		
		回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類		備考
		・ フロン		
		・ 建材用断熱材フロン		
		・ ハロン		
		・ イオン化式感知器		
		・ 六ふっ化硫黄（SF6）ガス		
		・ PFOS（ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸））		
		・ 特定化学物質（ ）		
		・ その他の特殊な建設副産物（ ）		
		回収又は処分		
		・ 機械設備図による		
		・		

章	項 目	特 記 事 項
8 周辺建築物等調査	1 周辺建築物等調査	調査 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。 (一般的事項調査) 1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。 - 一 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係 - 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面 - 三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所 現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。 四 その他調査書の作成に必要な事項 (事前調査) 1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 - 一 基礎 - 二 軸部 - 三 開口部 - 四 床 - 五 天井 - 六 内壁 - 七 外壁 - 八 屋根 - 九 水回り - 十 外構 2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。 - 二 コンクリート布基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。 - 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。 - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 原則として、当該建物の工事箇所に最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。 - 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。 - 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。 - 四 計測の単位は、ミリメートルとする。 4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。 - 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。 - 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。 - 四 計測の単位はミリメートルとする。 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 えん甲板張り等の居室（敷居の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。 - 二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。 - 三 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。 - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメー

		トルとする。 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生してるときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度計測する。 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 原則として、すべて亀裂の計測をする。 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 - 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。 9 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする - 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。 - 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。 - 二 給水、排水などの配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。 12 外構（テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。 （写真撮影） 1 事前調査に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。 （1）調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名 （2）損傷名及び損傷の程度（計測） （3）撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所 （事後調査） 1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状態及び程度の調査を行うものとする。 2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。 調査書の作成 受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。 （事前調査書及び図面） - 一 調査区域位置図 - 二 調査区域平面図 - 三 建物等調査一覧表 - 四 建物等調査書（平面図・立面図等） - 五 損傷調査書 - 六 写真集
--	--	--

(事前調査書及び図面の作成)

- 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
 - (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
 - (2) 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。
- 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。
- 四 建物等調査図（平面図・立面図等）は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
 - (1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
 - (2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
 - (3) その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。
この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチにより調査図を作成する。
 - (4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。
- 五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
- 六 写真は、撮影したものをカラーサービス判で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。

(事後調査書等の作成)

- 1 受注者は、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。

建物等調査一覧表

番号	建物用途（共同住宅戸数）	構造・階数	延べ床面積	調査範囲	備考
1				・外部・内部・外構	
2				・外部・内部・外構	
3				・外部・内部・外構	
4				・外部・内部・外構	

※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う

※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う

調査区域平面図 ※図示による ・